第六十号」に改め、「得た額とし」の下に「、第十一号、第十九号」を加え、「第四十四号」を「第六十九号」に改め、同号イの表第一号算式の符号C中「108円10銭」を「109円44銭」に、「1,137円89銭」を「1,146円13銭」に改め、同表第二号の表中「二八、四一〇、〇〇〇円」を「二八、三八〇、〇〇〇円」に、「四二、六二〇、〇〇〇円」を「四二、五六〇、〇〇〇円」に、「五、三二〇、〇〇〇円」を「二一、二八〇、〇〇〇円」に、「一四、二一〇、〇〇〇円」を「一四、一九〇、〇〇〇円」に、「九、四七〇、〇〇〇円」を「九、四六〇、〇〇〇円」に、「一〇、六六〇、〇〇〇円」を「一〇、六四〇、〇〇〇円」に、「八、五二〇、〇〇〇円」を「八、五一〇、〇〇〇円」に、「二、六七〇、〇〇〇円」を「二、六六〇、〇〇〇円」に、「一一、七八〇、〇〇〇円」を「一、七七〇、〇〇〇円」に、「一一、〇七〇、〇〇〇円」を「一、〇六〇、〇〇〇円」に、「五以下である場合にあつては七、一〇〇、〇〇〇円」を「五以下である場合にあつては七、〇九〇、〇〇〇円」に改め、同項第三号イの表第六号中「八九、〇〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に、「七五、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改め、同表第七号中「二、六一九、〇〇〇円」を「二、六二〇、〇〇〇円を」に、「二、八四三、〇〇〇円」を「二、八五五、〇〇〇円」に改め、同表第十九号一中「一五九円」を「一七八円」に改め、同表第二十三号中「財政力指数」を「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）」に改め、同表第二十六号一算式中「365,000円」を「373,000円」に改め、同表中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、同表第三十六号中「六一、二〇〇円」を「四六、五〇〇円」に改め、同号を同表第三十五号とし、同表中第三十七号及び第三十八号を削り、第三十九号を第三十六号とし、第四十号から第四十三号までを三号ずつ繰り上げ、第四十四号を削り、第四十五号を第四十一号とし、第四十六号を第四十二号とし、第四十七号を削り、同表第四十八号一算式中「1,012,000円」を「915,000円」に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第四十九号を同表第四十四号とし、同表第五十号中「簡易水道事業に係る地方公営企業法の適用に要する経費及び」を「簡易水道の」に、「について、地方公営企業法の適用に要する経費及び統合」を「の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第五十一号中「280,864円」を「185,065円」に、「145,544円」を「111,313円」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第五十二号を同表第四十七号とし、同表第五十三号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表中第五十四号を第四十九号とし、第五十五号を第五十号とし、同表第五十六号一中「次表」を「次の表」に、「前三年度」を「前三年」に、「属する病床」を「属する許可病床」に改め、「の数」の下に「（稼働病床の数に一般病床等の許可病床の数から稼働病床の数を控除した数に〇・九を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）」を加え、同号一の表を次のように改める。

| 区分 | 額 |
|---|---|
| 一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所 | 一、二六三、〇〇〇円 |
| 二　この表中第一号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所 | 八四二、〇〇〇円 |
| 三　この表中第一号及び第二号以外の診療所であつて、平成二十七年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第一号の表の右欄に掲げる診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区以外の区域に所在するものの半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所 | 平成二十七年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第一号の表の右欄に掲げる診療所であつて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区以外の区域に所在する診療所の項の額の欄に規定する額（八四二、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を乗じて得た額（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）） |

第三条第一項第三号イの表第五十六号を同表第五十一号とし、同表第五十七号二中「四、六三四時間」を「四、六二六時間」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第五十八号一中「次表」を「次の表」に、「病床（前三年度継続して利用のない病床の種別に属する病床を除く。）」を「稼働病床」に改め、同号一の表を次のように改める。

| 区分 | 額 |
|---|---|
| 一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所 | 一、二六三、〇〇〇円 |
| 二　この表中第一号に掲げる診療所以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所 | 八四二、〇〇〇円 |
| 三　この表中第一号及び第二号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所 | 八四二、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） |

第三条第一項第三号イの表中第五十八号を第五十三号とし、第五十九号を第五十四号とし、第六十号を第五十五号とし、同表第六十一号一中「十三・七パーセント」を「十三・五パーセント」に、「九・二パーセント」を「八・六パーセント」に、「二百十・五パーセント」を「二百・七パーセント」に、「六十・〇パーセント」を「五十一・〇パーセント」に改め、同号二中「平成二十五年度の」を「平成二十六年度の」に、「九・二パーセント」を「八・六パーセント」に、「六十・〇パーセント」を「五十一・〇パーセント」に改め、同号を同表第五十六号とし、同表中第六十二号を第五十七号とし、第六十三